

ふじみ野市議会議員政治倫理条例

平成30年6月27日
条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手であるふじみ野市議会議員（以下「議員」という。）の責務と行為規範を定め、市民全体の代表者として高潔な人格と倫理感を醸成することで、市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、市民全体の代表者として、市政にかかわる機能と責務を深く自覚し、その地位による影響力を不正に行使してはならない。

3 市民は、主権者として公共の利益を実現する責務を有することを自覚し、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的を持って、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 政治活動に関し、企業及び団体等から政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄付等を受けないものとし、議員の後援団体にあっても同様とする。

(2) 市並びに市が設立した公社、資本金その他これに準じるものを出資している公益法人及び補助金を交付している団体（以下「市等」という。）が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約及び物品納入契約（以下「請負契約等」という。）に関し、特定業者を推薦し、若しくは紹介するなどの有利な取り計らい又は妨害、排除等の働きかけをしないこと。

(3) 市等の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(4) 市等の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事について、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。

(5) セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(6) 事実に基づかない発言及び情報発信をしないこと。

(7) 品位を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(令2条例50・一部改正)

2 議員は、その行為が前項の政治倫理基準に違反するものとして疑惑を持たれ、又は政治的若しくは道義的な批判を受けたときは、誠実に疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(市の工事等に関する遵守事項)

第4条 議員及びその配偶者が経営する企業並びに議員が実質的に経営に関与する企

業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市等が行う請負契約等（各会計年度において当該企業が支払を受ける当該請負契約等の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額を超えない場合を除く。）を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するときは、この限りでない。

（令5条例47・一部改正）

2 前項の「実質的に経営に関与する企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

(1) 議員がその経営方針に関与している企業

(2) 議員がその資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業

(3) 議員が年額120万円以上の報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受領している企業

(4) 議員が従業員として勤務している企業

（調査請求権）

第5条 市民（市議会の議員及び市長の選挙権を有する者をいう。）又は議員は、次に掲げる事由があるときは、市民にあっては市民50人以上の者の連署を、議員にあっては議員の定数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、疑うに足りる事実の証拠資料を添え、議長に対し調査を請求することができる。この場合において、請求された調査の内容が議長に関するものであるときの請求先は、副議長とする。

(1) 議員が第3条各号の政治倫理基準に違反した疑いがあるとき。

(2) 議員が前条第1項の市の工事等に関する遵守事項に違反した疑いがあるとき。

2 市民及び議員は、個人の利益若しくは不利益又は特定の政治的な目的のために、請求権を行使してはならない。

（令3条例28・一部改正）

（政治倫理審査会）

第6条 議長は、前条の規定による調査請求を受けたときは、速やかにふじみ野市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置くものとし、これにその審査を付託しなければならない。

2 審査会の委員は、8人以内とし、議員のうちから議長が公正を期して任命する。

3 委員の任期は、付託された事案の審査結果を議長に報告した日までとする。

4 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

8 審査会は委員の定数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

9 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議の議長の決するところによる。

10 会議は、公開とする。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、

出席委員の3分の2以上の同意を得て非公開とすることができる。

- 1 1 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員退任後も、また同様とする。
- 1 2 委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。
- 1 3 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 1 4 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(令3条例28・一部改正)

(政治倫理基準違反の審査)

第7条 審査会は、前条第1項の規定により審査を付託されたときは、当該事案の適否又は存否の審査を行うものとする。

- 2 審査会は、当該審査を行うため、審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、出席を求め、事情聴取等必要な調査を行い、又は関係資料の提出を求めることができる。
- 3 審査会は、前条第1項の規定による付託を受けた日から60日以内にその審査結果を書面で議長に報告しなければならない。
- 4 議長は、前項の規定により審査結果の報告を受けたときは、速やかに議会に報告し、必要な措置を講じるとともに、当該審査結果を公開しなければならない。

(照会)

第8条 審査会は、当該事案の適否又は存否の審査のために必要があると認めるときは、議長を経由して、必要な機関、団体等に照会することができる。

(議員の協力義務)

第9条 議員は、審査会の要請があるときは、その会議に出席して意見を述べ、又は関係資料を提出しなければならない。

- 2 審査会は、議員が調査に協力せず、又は虚偽の報告をしたときは、その旨を公表するものとする。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年条例第47号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。